

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

平井精密工業株式会社における 営業向け社内研修 / インタビュー

今回は、企業における社内研修の様子を取材しました。取材に応じていただいたのは、金属加工製品を製造する平井精密工業株式会社さまです。当日は東京支店の会議室を使用し、午前と午後の2回に分けて東京支店の営業担当者向け社内研修(営業勉強会)が行われました。講師を務めたのは、同社に入社以来、ISO事務局として自社における製品含有化学物質管理に対応されてきた、橋口卓馬さまです。

約2時間に及ぶ研修では、同社の製品に関わりの深いRoHS指令の基礎知識の説明に加え、責任ある紛争鉱物調査の概要、そしてISO事務局から営業担当者向けの留意事項が伝えられ、自社の製品や製造工程を具体的に例示しながら、研修をされていました。

取材記事の前半では、社内研修レポートを紹介します。記事後半では、講師を務めたISO事務局の橋口さま、そして今回の研修を受けた営業部を統括されている森さまと瀬口さまのインタビューを掲載します。

社内教育、特に営業担当者に向けた教育のポイントや、平井精密工業さまにおける製品含有化学物質管理についての考え方、そして、ISO事務局としてそれを担う橋口さまの取り組みなど、参考にしていただけたら幸いです。

平井精密工業株式会社

1967年に創業したフォトエッチング加工専門メーカー。エッチング加工をベースに、機械加工、表面処理、接合技術など様々な加工技術を有し、川中企業として多くの業界に製品を供給している。

社内研修講師: 企画室 ISO事務局 専任 橋口卓馬(はしぐちたくま)

《社内研修「営業勉強会」レポート》

0. 営業勉強会の目的

- ・ 営業勉強会の目的は「製品含有化学物質管理のプロフェッショナルになってほしい」ということではなく、お客さまからの要求が多様化しているため、営業としてお客さまに何かを求められたときに、「これは製品含有化学物質管理のプロフェッショナルである ISO 事務局に橋渡しをしなければならない事案」と、気づいてもらえるようになってほしいという意図である。
- ・ 今回の内容は、全事業部で共通して理解してもらいたい事項である製品含有化学物質管理一般教育に加えて、営業として知っておいてほしいポイントも合わせた資料を用いて、説明する。

1. 製品含有化学物質管理一般教育

平井精密工業の「品質・環境方針」と製品含有化学物質管理とは

- ・ 「品質・環境方針」は、品質と環境に対して当社がどのように臨んでいるかを示すものであり、社内外に発信するものである。内容は、企業活動において当然のものではあるが、製品含有化学物質管理を含む法規制を遵守することが、明文化されている。
- ・ 当社が直接製品を欧州に販売していなくても、当社が納めた製品を組み込んだ製品をお客さまが欧州で販売する場合が多くあるため、RoHS 指令は遵守すべき法律である。
- ・ お客さまからのRoHS指令遵守を担保する書面や、エビデンス(分析データ)の提出要求数は、年間 700 件を超える。遵守要求は、営業がお客さまから受け取る図面上にも記載されていることも多くあり、図面を受け取った時点で、RoHS 指令遵守要求がされていることに気づいてほしい。
- ・ 当社では製品含有化学物質管理の方針を定めて、それに従い、製品含有化学物質管理を行っている。管理の一項目として、年に 1 回、金属材料は調達先から RoHS 対象物質の含有率の実測データを取得し、めっき皮膜は分析機関へ依頼し、実測データを取得している。めっきは反応工程であり、めっきの不純物として含まれる鉛の含有率は一定ではなく、変化するものであるため、年に 1 回、定期的に実測データの取得を行い、RoHS 指令の遵守に務めている。

はじめに...



品質・環境方針

- ・お客様の信頼と満足のため、環境負荷に配慮した生産体制で、業界トップクラスの品質の製品を業界最短の納期で安定的に供給します。
- ・法規制及び、**製品含有化学物質管理**に係るものを含む当社が同意する要求事項を遵守します。
- ・経営計画を策定し、**継続的に改善活動に取り組めます。**

? いったい何のこと?

2017年4月1日
平井精密工業株式会社
代表取締役社長 平井 孔明

営業勉強会資料
-製品含有化学物質管理 他-

4

製品含有化学物質管理



このため、当社製品における 対象物質の含有状況を把握し、RoHS指令等を遵守できる体制が必要です。この管理を **製品含有化学物質管理** と呼びます。

- ① 自社の管理基準(グリーン調達ガイドライン・含有化学物質管理基準)を策定し、基準(RoHS含)を満たすものを購入。
- ② とりわけ、金属材料、めっき皮膜については、定期的に、RoHS対象物質の含有率を実測したデータを取得。
- ③ 取引先の新規認定時、製品含有化学物質の管理体制があるかを確認してから、取引開始。

ここでは、一般教育として、上記の管理にあたり、理解が不可欠な **欧州RoHS指令** について、詳しく紹介します。

-製品含有化学物質管理 他-

7

当社の製品含有化学物質管理

特集 1

SDSに関するQ&A

沖津技術士事務所 代表

技術士(化学)、博士(薬学) 沖津 修 (おきつ おさむ)

はじめに

安全データシート(SDS:Safety Data Sheet)は化学物質や化学品の危険有害性と取扱いの注意点を纏めた文書であり、化学物質や化学品の危険有害性を伝達する手段として広く普及するようになった。SDSは化学物質や化学品の危険有害性に関する情報のハブとして、リスクコミュニケーションの手段として重要である。さらに、化学物質についてのリスクアセスメントや個人ばく露管理とともに労働安全衛生法での「新たな化学物質管理(自律的な化学物質管理)」において重要な役割を担っている。一方で、SDSの作成・交付や運用に関して実務的にわかりにくい点が多いのも実状である。

SDSは日本国内では、化学物質排出把握管理促進法(化管法)、労働安全衛生法(安衛法)、毒物及び劇物取締法(毒劇法)の3つの法令(SDS三法)で作成・交付が義務付けられ、義務物質や対象事業者等の遵守事項が法令毎に定められている。但し、JIS Z 7252に従って危険有害性の分類を行い、JIS Z 7253に従って日本語で日本国内向けSDSを作成するという点はSDS三法で共通である。JIS Z 7252、及びJIS Z 7253は最新版を

用いるとされており、現在(2025年3月)では2019年版が最新である。近々2025年版へと改訂される予定となっている。2019年版のJIS Z 7252:2019、及びJIS Z 7253:2019は国連GHS Rev.6に準拠している(2025年版は国連GHS Rev.9に準拠予定)が、選択可能方式(Building block approach)を採用していることから国連GHS Rev.6とは異なる点がある。これは日本以外の国や地域でも同様であり、準拠する国連GHSの版と選択可能方式(Building block approach)の内容により、危険有害性の分類やSDS作成のルールが国や地域により異なるものとなる。そのため、国や地域によって作成されるSDSが異なるようになる。

こうした背景をふまえて、本稿では、購読者やセミナー受講者から寄せられた質問へ回答することとする。

免責事項: 当記事は筆者の知見、認識に基づいてのものであり、特定の会社、公式機関の見解等を代弁するものではありません。参考情報としてのものです。法規制の内容等は各国の公式文書で確認するなど、最終的な判断は読者の責任で行ってください。

購読者やセミナー受講者から寄せられた質問への回答

質問 1

製品の原材料には含有されていないが、製造の過程で副生成物として発生することが否定できない場合、どのように記載したらよいでしょうか。なお、その物質は硝酸アンモニウムで、過去の製品分析結果から検出限界未満であることはわかっていますが、硝酸アンモニウムには裾切値が設定されていないため、どのように記載すべきか迷っています。このようなケースでは、含有の可能性が否定できないので「記載しなければならない」のか、あくまで「社内の判断に委ねる」のかご教示いただきたい。

回答 1

硝酸アンモニウムが製品に含まれていることが明らかであれば、安衛法での通知義務があります。「検出限界未満であるが含有の可能性を否定できない」ことに関して、貴社が「安全サイドに立って含有の可能性を通知する」という判断でしたら、含有の可能性の上限値を見積もって記載することが考えられます。例えば、検出限界の数値から製品中での硝酸アンモニウムの含有量を算出して上限値とするなどです。「含有していない」との判断でしたら、記載の必要はないことになります。

質問 2

SDSを作成する場合、輸入原材料の場合の注意点を教えていただきたい。

回答 2

化管法、安衛法、毒劇法で SDS 交付の義務のある物質を定められた含有量以上含む輸入品の場合、輸入者

が輸入者名義での日本国内向けの SDS を作成し、販売先・譲渡先に交付することが必要となります。

作成にあたっては、当該品の海外サプライヤー SDS をもとに、最新の JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 (2025 年 3 月 15 日時点では、JIS Z 7252:2019 及び JIS Z 7253:2019) に従い、日本語で作成することとなります。輸入者名義の上記 SDS を準備せずに、海外サプライヤー SDS を販売先・譲渡先にそのまま渡すことは認められていません。

質問 3

混合物で酸とアルカリを混合した場合に中性になります。このとき、SDS 作成において注意すべきことはどんなことでしょうか。

回答 3

酸とアルカリを混合すると中和反応が生じ、新たに中性のものが生成されます。この場合、混合前の酸とアルカリは混合により別の物質に変化していますので、混合前の酸とアルカリは混合後の成分とはなりません。中和後の中性の混合物の実態に即して SDS を作成することとなります。

例えば、水酸化ナトリウムと酢酸の 2 つの物質を等モル混合して中和した水溶液を考えてみます。混合後の水溶液は酢酸ナトリウムの水溶液となっていますので、混合前の水酸化ナトリウムも酢酸も含まれておらず、成分は酢酸ナトリウムとなります。そのため、ここでは酢酸ナトリウム水溶液の SDS を作成することとなります。又、中和に際して酢酸よりも水酸化ナトリウムを少なく使用した場合は、混合後は酸性となり、成分は酢酸ナトリウムと酢酸(中和しきれずに残ったもの)となります。水酸化ナトリウムを多く使用した場合は、混合後はアルカリ性となり、成分は酢酸ナトリウムと水酸化ナトリウム(中和しきれずに残ったもの)となります。

特集 2

EUにおけるPFAS規制動向について

(株)先読 代表

石塚 竹生 (いしづか たけお)

はじめに

広範な製品に使用されている「ペルフルオロアルキル化合物またはポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」に関する規制には様々なものがある。ヒト健康や環境への悪影響の懸念を背景とした製造規制、使用規制、含有規制、消火剤規制や食品規制、食品接触材料規制といった特定用途の規制、飲料水や水道水といったヒト健康へのばく露への懸念からの規制、大気や水、土壌といった環境排出の観点からの規制などが代表的な規制の種類として挙げられる。

本稿では欧州連合(EU)のPFAS規制について取り上げる。特に、化学物質管理の基本法の一つであるREACH規則(Regulation (EC) No 1907/2006)のもと、規制化の検討が進められている物質群としてのPFASの「制限(Restriction)」に焦点を置く。その主な理由は次の通り。

- 個々の物質ではなく、膨大な数の物質から構成される物質群としてのPFASを対象とした規制化プロセスであり、規制化の際には大きなインパクトが想定される。

- 提案されている制限条件では、化学物質の製造や使用のみならず、それを含有している製品に対する規制も含まれている。
- 海外コンプライアンス支援業務を行う当社に寄せられる問い合わせや相談、打ち合わせや会議時のコミュニケーションで言及される懸念や不安などから、日本の事業者の関心が特に高いことが明確。

なお、「PFASとは何か?」や「PFASのヒト健康や環境への影響」といった基本的な事柄は、様々なところで取り上げられているため、本稿では取り上げないこととする。POPs規則やCLP規則など、その他のEU法令におけるPFAS規制については別の機会に触れることとしたい。

また、REACH規則のもとでのPFAS制限案の内容については、「2.PFAS制限案の要点整理」で取り上げるものの、こちらも既に多くの情報源で整理され、公表されているため、簡易的なまとめにとどめるものとする。

本稿では、「3.これまでの経緯」と「4.これからの予定」、ならびに関連情報を主な内容と位置付けて整理する。

1. REACH 制限プロセスの概略

「REACH 制限プロセス」について、その概要を整理する。

REACH 規則では、その物質の製造や使用、放出などが、様々な用途を含むリスクの観点および社会経済的な観点の双方の観点から評価され、ヒト健康や環境への懸念から EU 全体で規制措置を設けることで対処する必要があると判断された場合、当該物質を「制限物質」に位置付けて管理するアプローチが採用されている。

制限物質は附属書 XVII で管理されており、物質（または物質群）ごとに制限条件が設けられている。対象物質や制限条件の追加または修正といった附属書 XVII の改正は委任法（委任規則）の公布を通して行われる。

そのため、ここでいう「REACH 制限プロセス」とは、REACH 規則附属書 XVII を改正する委任法が公布されるまでの各種提案および検討の過程をいう。

REACH 制限プロセスの概略を図表 1 に整理する。いくつかの詳細な過程は割愛しているが、大まかな流れは次の通りとなる。

① RoI への通知

附属書 XVII を改正するための REACH 制限プロセスは、その提案を行うことを欧州化学品庁 (ECHA) に通知することから始まる。この事前の通知は「意図の登録 (Registry of Intention, RoI)」というプラットフォーム

で管理されており、提案を提出する予定の加盟国所管当局や、欧州委員会から要請を受けて提案する予定の ECHA 自身が当該プラットフォームに情報を通知する。この時点では提案提出予定時期、対象物質（または物質群、以下略）、主なスコープなどの情報が確認できるが、提案内容そのものはまだ確認できない。

② 一式文書の提出

提案者より制限提案の一式文書が提出される。

③ コンサルテーション (一式文書)

提出された提案一式文書は一般に公表され、ステークホルダーからの意見を募るためにコンサルテーションの期間が設けられる。

④ RAC 協議

ECHA の専門委員会の一つである「リスク評価委員会 (RAC)」が、主にリスクの観点から様々な用途や状況を含め対象物質について制限提案の内容に関連する評価を行い、意見書をまとめる。コンサルテーションで寄せられた意見も考慮される。

⑤ SEAC 協議

同様に、ECHA の専門委員会の一つである「社会経済分析委員会 (SEAC)」が、社会経済的な観点から評価を行い、意見書をまとめる。コンサルテーションで寄せられた意見や RAC 検討事項も考慮される。



図表 1 REACH 制限プロセスの概略



「よくわかる chemSHERPA 演習と化学物質管理への応用」

セミナーの紹介とレポート

月刊 化学物質管理 編集部

2025 年 3 月 13 日 (木) に情報機構主催の「よくわかる chemSHERPA 演習と化学物質管理への応用」セミナーが開催された。コロナ禍によって、対面で行う会場開催セミナーが控えられていたが、徐々に再開されている。実際に PC を操作し、chemSHERPA の入力演習を行うこのセミナーも約 5 年ぶりの開催となった。

講師は、本誌にも寄稿いただいている、地頭園茂氏である。地頭園氏は、長年、CiP 管理に従事され、産業界の標準化活動に携わってきた。現在は CiP アドバイザーとして、産業界における効率的な CiP 情報管理の普及活動などを行っている。アーティクルマネジメント実務者講座公認講師のご経験をもとに、chemSHERPA の基本の入力から作業時の注意点、効率よく使いこなすポイントなどをお教えいただいた。

今回の Focus では、久しぶりに開催されたこの「chemSHERPA 演習」セミナーを紹介する。

2025 年 3 月 13 日 (木) 開催

「よくわかる chemSHERPA 演習と化学物質管理への応用」

講師: CiP (製品含有化学物質) アドバイザー 地頭園茂 氏

～ 各社の化学物質管理 ～

第 100 回

キットにおける化学物質管理の取り組み

(株)キット

営業技術部 エンジニアリンググループ

栗山 一樹 (くりやま かずき)

1. キット事業の紹介

当社は、1951 年日本が敗戦の混乱期から高度経済成長期時代へと移りつつある中、北澤製作所(現キット)として創業しました。創業者の理念により、素材からの一貫生産を基本に、鋳造から加工・組立・検査・出荷等すべての工程を社内で行い、さらにきめ細かい販売サービスやアフターフォローをお客様に提供する体制を築いています。現在では、あらゆるフィールドに多彩な商品を提供する総合バルブメーカーとして生産しております。

キットグループは、流体制御機器であるバルブを中心に、継手、浄水機器及び工業フィルターを製造・販売するバルブ事業、水栓金具やガス機器、家電製品の部材等の素材として使用される黄銅棒の製造・販売を行う伸銅品事業、ホテルなどを運営するその他の事業を展開しています。

主要事業のバルブ事業では、キットの強みである「素材・成形技術」をはじめ、長年にわたり培ってき

た「生産・品質保証技術」に支えられており、お客様の期待に応える「シール技術」や「分離・浄水技術」を提供しています。そして IoT や AI などデジタル技術を用いた「バルブの状態把握・故障予知技術」や、よりハイレベルな「半導体製造プロセス向けクリーン対応技術」などを含め、キットグループの基盤技術としてブラッシュアップし、時代のニーズに応える新たな商品やサービスの開発をグループ全体で進めています(図表 1)。



図表 1 キットグループの基盤技術

月刊

化学物質 管理

Vol.9
2024.8~2025.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)
I S S N : 2424-1180

- ★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。
- ★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします！
- ★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP 規則
最新動向
- ・米国 TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国の GHS 対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー ～キーマンに聞く
- ・特集記事 ～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構